

平成24年度

農業経営体育成事業 (2次募集)のご案内

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに
取り組み、雇用拡大や所得向上を目指す農業経営体に、
補助・融資一体型の支援を行います。

本年度から、企業の農業参入を促進するため、農地等の
権利を取得した一般法人にも事業を活用いただけます。

【募集期間】

平成24年10月19日(金)～11月15日(木)

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 担い手支援課	TEL075-414-4908
農業ビジネスセンター京都	TEL075-417-6888
山城 広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0774-21-3211
南丹 広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0771-22-0371
中丹 広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0773-62-2508
丹後 広域振興局(農林商工部企画調整室)	TEL0772-62-4315

京都府農林水産部担い手支援課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
E-Mail ninaite@pref.kyoto.lg.jp

農業経営体育成事業

事業概要

補助対象者	次の4つをすべて満たす農業経営体 ①府内に基盤を持つ農業生産法人（事業期間中に満たす場合を含む） 又は農地等の使用貸借権若しくは賃借権を取得し、農業に参入した法人（事業承認申請時において満たすことが確実な法人を含む） ②認定農業者（事業期間中に満たす場合を含む） ③過去3カ年の平均年間売上高（農業部門に限る）が1億円未満 ④債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む）
対象事業	次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可） 1 ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 2 ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工、販売施設及び機械 等
採択要件	・新規雇用者2名を含む、常時雇用者5名以上の確保を目標 ・事業費総額の50%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
助成額上限	30,000千円（各年度に交付する助成金の計）
事業期間	2箇年度以内（各年度、交付決定を行います。）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口に申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※ 詳細は京都府広域振興局または京都府農林水産部担い手支援課に御相談ください。
審査・採択	審査会において、申請内容とともに面接による審査を行い、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

その他の支援

- ビジネスプランの策定、事業化の推進に際し、広域振興局等や農業ビジネスセンター京都をはじめ、専門家からアドバイスを受けることができます。
- なお、不採択になっても、プランを練り直し、次回の申請に再チャレンジしていただくことができ、そのための支援も継続して実施します。